

事業用定期借地権設定契約に係る賃料支払い手続き遅延の発生について

1 事故の概要

(1) 判明日時 令和2年4月28日(火) 午前

(2) 相手方 乙 ( )  
丙 ( )

(3) 事故内容 世田谷区は、相手方(乙及び丙)とその所有する土地について事業用定期借地権設定契約(以下、「本契約」という。)を締結しており、現在、同地では区から転貸を受けた保育事業者が私立認可保育園を運営している。

本契約では、年に1回定められた期日(4月25日)までに賃料を支払うこととなっていたが、4月28日に相手方から連絡を受け職員が確認した結果、支払手続きを行っていなかったことが判明した。

2 事後の対応

事故判明後、相手方(乙及び丙)とは誠意を持って対応しており、今年度の賃料については4月30日に支払いを完了した。なお、本契約では、支払い期限までに賃料を支払わない場合には、相手方に遅延損害金を支払うこととなっており、支払い期限翌日の4月26日から4月30日までの5日間についての遅延損害金(7,068円)の支払いを予定している。

3 事故発生の原因

本契約の内容に従い、今年度についても支払い期限までに賃料を支払うこととなっていたが、担当者の変更に伴う4月年度当初の業務引継ぎが徹底できていなかったことが原因である。

4 今後の再発防止

職員に対しては、賃貸借契約を含む金銭会計処理におけるミスの影響を十分認識させるために、口頭で厳重に注意し、適正な事務処理を行うよう指示した。また、他の国有地や民有地に係る事業用定期借地権設定契約についても、賃料の支払い期日を再度確認し、今後、同様の事故が発生することがないようにチェックリストを整備するなど進行管理を徹底し、再発防止に取り組む。

保育課内の職員に対しても、改めて、事務処理にあたっては、適正に行うよう注意喚起を図った。

#### 本契約の概要

本件土地：世田谷区赤堤1丁目281番14, 22（住居表示 世田谷区赤堤一丁目20番）

存続期間：平成28年5月1日から平成51年（令和21年）4月30日まで（23年間）

賃料：月額860,000円（年額10,320,000円）

支払期限：4月分から翌3月分までの一箇年分を毎年4月25日までに支払う。